

## 議会運営委員会

令和7年12月4日(木)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

### 出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕瀧谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

---

### 議題

1 令和7年12月浜田市議会定例会議について

(1) 追加付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

(2) その他

2 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

資料2

3 特別委員会の設置について

資料3

4 議員控室について

資料4

5 その他

令和 7 年 12 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（7 件）

〔条例関係 3 件、補正予算 4 件〕

- 議案第 95 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 96 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98 号 令和 7 年度浜田市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 99 号 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 100 号 令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 101 号 令和 7 年度浜田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告（2 件）

- 報告第 25 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 26 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

## 令和 7 年 12 月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

## 【付託件数内訳】

総務委員会 3件、予算決算委員会4件

## 市長提出議案（議案7件）

議案等番号	件 名	付託先等
議案第 95 号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	総務委員会
議案第 96 号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第 97 号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第 98 号	令和 7 年度浜田市一般会計補正予算（第 7 号）	予算決算委員会
議案第 99 号	令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	"
議案第 100 号	令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	"
議案第 101 号	令和 7 年度浜田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	"

## 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱 【一部改正】

現行	改正後（案）
<p>(請願書の公開)</p> <p>第6条 請願書は、委員会での審査の際にその写しを傍聴者、報道機関等に配布するとともに、市議会ホームページに掲載することにより公開するものとする。ただし、当該請願書に署名一覧が付随しているときは、個人情報保護の観点からこれを公開せず、委員会での審査の際の資料に署名総数を記載するものとする。</p> <p>2 前項本文の規定による公開に当たっては、<u>請願者の住所の地番、印影及び電話番号は掲載しないものとし、請願者が氏名及び住所</u>の公開を承諾しないときは、<u>これらも</u>掲載しないものとする。</p> <p>3 請願書に添付された資料は、議員のみに配布するものとし、これを公開しないものとする。ただし、請願の審査のため議長が必要と認めるときは、市長等に配布するものとする。</p>	<p>(請願書の公開)</p> <p>第6条 請願書は、委員会での審査の際にその写しを傍聴者、報道機関等に配布するとともに、市議会ホームページに掲載することにより公開するものとする。ただし、当該請願書に署名一覧が付随しているときは、個人情報保護の観点からこれを公開せず、委員会での審査の際の資料に署名総数を記載するものとする。</p> <p>2 前項本文の規定による公開に当たっては、<u>住所、氏名、印影又は電話番号</u>の公開を承諾しないときは、<u>これらを</u>掲載しないものとする。</p> <p>3 請願書に添付された資料は、議員のみに配布するものとし、これを公開しないものとする。ただし、請願の審査のため議長が必要と認めるときは、市長等に配布するものとする。</p>

## 特別委員会の設置について

会派名	浜風の郷		創政クラブ				市民クラブ		公明クラブ	参政	三浦ひろきの公約違反を正す市民の会
名称	浜田市ハラスメント防止条例	議員定数等議会活性化	道路を守れる体制再構築	地域再生策検討	浜田港湾振興	議員定数検討及び議会活性化	議会改革推進	ハラスメント防止条例検討	議員定数検討		
設置目的	<p>○ハラスメント条例の目的は、ハラスメントを防止し、被害者を守り、誰もが安心して暮らせる環境をつくること</p> <p>○市民・職員・議員・事業者を対象にした包括的ハラスメント防止条例を検討する。</p> <p>○条例には理念型（啓発・相談・教育）と罰則型（改善勧告・過料・公表）を盛り込む。</p>	<p>○議会運営委員会からの次期議会運営委員会への申し送り事項を協議検討するため。</p> <p>○議員定数の検討について</p> <p>・自由討議の活用について</p> <p>○議会改革推進特別委員会からの次期議会への申し送り事項を協議や調査・検討するため。</p> <p>・多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について</p> <p>・市の要望・提言等に対する対応状況の検証について</p> <p>・一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について</p>	<p>浜田市内では、道路や橋梁などのインフラが老朽化・人口減少の進行により、地域の農業やコミュニティの維持が危ぶまれています。</p> <p>・議員定数の検討について</p> <p>・自由討議の活用について</p> <p>○議会改革推進特別委員会からの次期議会への申し送り事項を協議や調査・検討するため。</p> <p>・多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について</p> <p>・市の要望・提言等に対する対応状況の検証について</p> <p>・一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について</p>	<p>浜田市では、少子高齢化・人口減少の進行により、地域の農業やコミュニティの維持が危ぶまれています。</p> <p>・議員定数の検討について</p> <p>・自由討議の活用について</p> <p>○議会改革推進特別委員会からの次期議会への申し送り事項を協議や調査・検討するため。</p> <p>・多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について</p> <p>・市の要望・提言等に対する対応状況の検証について</p> <p>・一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について</p>	<p>浜田市では、少子高齢化・人口減少の進行により、地域の農業やコミュニティの維持が危ぶまれています。</p> <p>・議員定数の検討について</p> <p>・自由討議の活用について</p> <p>○議会改革推進特別委員会からの次期議会への申し送り事項を協議や調査・検討するため。</p> <p>・多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について</p> <p>・市の要望・提言等に対する対応状況の検証について</p> <p>・一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について</p>	<p>現在浜田港は貿易を含めた物流拠点、大型クルーズ船入港拠点、さらには官民一体となって観光や防災上の課題だけでなく、地域の魅力低下を招いています。一方で、移住希望者や子育て世代の中には、自然豊かな環境で農業に関わりながら安心して暮らしたいというニーズが高まっているようです。</p> <p>このような現状を踏まえ、浜田市議会として特別委員会を設置し、耕作放棄地・空家の再生と、就農・子育て支援を一体的に推進する総合的な地域再生策を検討する。</p> <p>目的は以下のとおり</p> <p>①耕作放棄地・遊休農地及び空家の実態把握と有効活用案の検討</p> <p>②若者・移住者・子育て世</p>	<p>現在浜田港は貿易を含めた物流拠点、大型クルーズ船入港拠点、さらには官民一体となって観光や防災上の課題だけでなく、地域の魅力低下を招いています。一方で、移住希望者や子育て世代の中には、自然豊かな環境で農業に関わりながら安心して暮らしたいというニーズが高まっているようです。</p> <p>このような現状を踏まえ、浜田市議会として特別委員会を設置し、耕作放棄地・空家の再生と、就農・子育て支援を一体的に推進する総合的な地域再生策を検討する。</p> <p>目的は以下のとおり</p> <p>①耕作放棄地・遊休農地及び空家の実態把握と有効活用案の検討</p> <p>②若者・移住者・子育て世</p>	<p>これまで特別委員会内でも、様々な検討をされ、多くの項目について議論する必要がある。また今までの議会改革の取組の検証を行いつつ、より開かれた議会を目指した取組の検討、ハラスメント意識の向上対策推進等、議会活動が活性化するための戦略を検討することを目的とする。</p>	<p>現在、社会問題となっているハラスメントの対策として、議会においても検討を行い、最終的には、防止条例を制定できるよう取り組んでいく必要がある。</p>		まだよく分からぬため、意見なし
委員定数選出区分	<p>○議長団、会派から選出（会派3人にに対して1人）</p> <p>議長団 1名</p> <p>浜風の郷 2名</p> <p>創政クラブ 2名</p> <p>市民クラブ 1名</p> <p>公明クラブ 1名</p> <p>参政党、無会派 1名</p> <p>合計 9名</p> <p>必要に応じ市職員・市民・専門家 情報提供・助言</p>	<p>○議長団、会派から選出（会派3人にに対して1人）</p> <p>議長団 1名</p> <p>浜風の郷 2名</p> <p>創政クラブ 2名</p> <p>市民クラブ 1名</p> <p>公明クラブ 1名</p> <p>参政党、無会派 1名</p> <p>合計 8名</p> <p>必要に応じ市職員・市民・専門家 情報提供・助言</p>	<p>5～7名（会派を考慮）</p>	<p>5～7名（会派を考慮）</p>	<p>7名 希望者</p>	<p>8名（1会派を含む）各会派より</p>	<p>前回同様 ※</p> <p>※ 令和3年11月1日議会運営委員会 会議録</p> <p>議長を除く21名を逆算して7名くらいが適当ではないか。</p> <p>例えば公明を別に考えると公明は2名なので1名、あとは会派は多少ばらつきがあるが2名ずつでいくと7名になる。</p>	<p>8名程度</p> <p>各会派から会派3名に1名を基準</p>	<p>浜風の里 2名</p> <p>創生クラブ 2名</p> <p>市民クラブ 1名</p> <p>公明クラブ 1名</p> <p>参政党・無会派 1名</p>		
設置期限	条例案の提出まで	期限なし	令和7年12月～	令和7年12月～	目的を達成するまでの期間	目的を達成するまでの期間	目的を達成するまでの期間	任期期限まで	条例が制定され、広く市民に周知ができるまで	2年間	

# 議員控室について（浜田市議会議員控室の使用に関する規程案（概要））

## 1 規程制定の目的

議員控室の適正な管理・使用を図るため、浜田市庁舎管理規則に定める事項のほか、議会として必要な管理運用ルールを明確にするもの。

## 2 主な内容（協議事項）

### （1）使用目的

使用できる内容	使用できない内容
<p>① 本会議等（本会議、委員会、全員協議会等）に伴う待機・休憩</p> <p>② 会派等による議会に関する打合せ</p> <p>③ 議会の公務に付随する作業 (例) 視察報告書の作成</p> <p>④ 議会活動に関する研さん (例) 会派での勉強会、オンライン研修の受講</p> <p>⑤ 議員相互の連絡調整等</p> <p>⑥ 執行部職員との協議・調整</p>	<p>① 後援会活動</p> <p>② 選挙・政治活動</p> <p>③ 一般市民・団体との相談・要望活動</p> <p>④ 議員個人の事務作業 (例) 議会活動に関係のない個人的書類作成、個人事務所のような使用</p> <p>⑤ 業者などとの商談・折衝</p>

### （2）控室の割当て

議員控室は、会派ごと（無会派の1名も含む）に議員数に応じて割り当てる。

### （3）使用時間

- 本会議等に使用する場合 → 会議の開催状況に応じて使用可
- その他の場合 → 議会事務局職員の執務時間内（平日 8:30～17:15）

### （4）開錠・施錠管理

- 開錠・施錠は、議会事務局職員が実施する。
- 鍵は、議会事務局執務室内で管理する。

### （5）遵守事項

使用者は次の事項を遵守する。

- 施設設備の保全・秩序維持に努めること。
- 電気・火気・整理整頓を徹底すること。
- 使用前後（本会議等の開催時に使用する場合を除く。）に、議会事務局に口頭で申し出ること。

### （6）事故等の報告義務

事故・事件が発生した場合、直ちに議会事務局に報告する。

## 浜田市議会議員控室の使用に関する規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、浜田市議会議員控室（以下「議員控室」という。）の使用に関し、浜田市庁舎管理規則（平成24年浜田市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （使用範囲）

第2条 議員控室は、次に掲げる場合に議員が使用することができる。

- (1) 本会議等（本会議（浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）に規定する会議をいう。）、委員会（浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）、全員協議会（同規則第107条第1項に規定する協議等の場をいう。）その他の会議をいう。以下同じ。）の開催に伴う待機又は休憩
- (2) 会派（1人のみの無会派を含む。以下同じ。）等による議会に関する打ち合わせ
- (3) 議会の公務に付随する作業
- (4) 議会活動に関する研さん
- (5) 議員相互の連絡調整等
- (6) 執行機関の職員との協議・調整

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、使用することができない。

- (1) 後援会活動
- (2) 選挙活動及び政治活動
- (3) 一般市民又は団体との相談又は要望活動
- (4) 議員個人の事務作業
- (5) 業者等との商談、折衝等

### （議員控室の割当て）

第3条 議員控室は、会派ごとに、当該会派に所属する議員数に応じて割り当てる。

### （使用時間）

第4条 議員控室の使用時間は、議会事務局職員の執務時間内とする。ただし、第2条第1項第1号に該当する場合は、当該本会議等の開催状況に応じた時間とする。

### （開錠及び施錠等）

第5条 議員控室の開錠及び施錠は、議会事務局職員が行うものとし、その鍵は議会事務局の執務室内において保管する。

(遵守事項)

第6条 議員控室の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に施設設備の保全及び秩序の維持に努めること。
- (2) 電気及び火気の取扱い並びに整理整頓について徹底すること。
- (3) 議員控室を使用しようとするとき、及び使用した後は、議会事務局に口頭で届け出ること（第2条第1項第1号に該当する場合を除く。）。

(報告)

第7条 議員控室を使用する者は、議員控室内で事故又は事件が発生したときは、直ちに議会事務局に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。